

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 ……………	福利・給与課	1頁
○ 三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例 ……………	特別支援教育課	2頁
○ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……………	福利・給与課	3頁
○ 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ……	福利・給与課	3頁
○ 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 ……………	福利・給与課	7頁

お 知 ら せ

平成28年12月26日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例等が次のように掲載されました。

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十九号

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第六項中「その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第八項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第十条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「及び第五項から第八項まで」を「第五項から第八項まで及び前項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 第八項の規定は、第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第五項又は第六項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第八項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

第十五条第一項中「第六項又は第八項」を「又は第六項」に改め、同条第二項中「第五項又は第七項」を「又は第五項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 退職職員（退職した公立学校職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定

により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十七号)第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第十条第五項又は第六項の勤続期間を計算する場合における公立学校職員の退職手当に関する条例第七条の規定の適用については、同条第二項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十七号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続き在職期間)」と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零))」とする。

- 3 新条例第十条第八項(第六号に係る部分に限り、同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、この条例による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例(以下この項及び附則第五項において「旧条例」という。)第十条第八項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前一年以内に旧条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。)について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第十条第十二項において準用する同条第八項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する公立学校職員の退職手当に関する条例第十条第八項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者(施行日以後に新条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。)に対する公立学校職員の退職手当に関する条例第十条第八項第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第六十号

三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例

三重県立特別支援学校条例(昭和三十九年三重県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表に次のように加える。

三重県立松阪あゆみ特別支援学校	小学部、中学部及 び高等部	松阪市
-----------------	------------------	-----

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において、三重県立特別支援学校玉城わかば学園に在学している者で、松阪市、多気郡多気町、同郡明和町又は同郡大台町の区域内に住所を有するものは、この条例の施行の日三重県立松阪あゆみ特別支援学校に在学しているものとする。

(準備行為)

- 3 この条例に基づき設置される学校への入学に係る必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第六十三号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「加算した額に」の下に「六月に支給する場合においては」を、「百分の八十」の下に「十二月に支給する場合においては百分の九十」を加え、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「六月に支給する場合においては」を、「百分の三十七・五」の下に「十二月に支給する場合においては百分の四十二・五」を加える。

附則第十五項中「勤勉手当減額対象額に」の下に「六月に支給する場合においては」を、「百分の一・二」の下に「十二月に支給する場合においては百分の一・三五」を、「勤勉手当減額基礎額に」の下に「六月に支給する場合においては」を、「百分の八十」の下に「十二月に支給する場合においては百分の九十」を加える。

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「六月に支給する場合においては百分の八十、十二月に支給する場合においては百分の九十」を「百分の八十五」に改め、同項第二号中「六月に支給する場合においては百分の三十七・五、十二月に支給する場合においては百分の四十二・五」を「百分の四十」に改める。

附則第十五項中「六月に支給する場合においては百分の一・二、十二月に支給する場合においては百分の一・三五」を「百分の一・二七五」に、「六月に支給する場合においては百分の八十、十二月に支給する場合においては百分の九十」を「百分の八十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則で定める。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県教育委員会委員長 森 脇 健 夫

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第九号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十年 三重県人事委員会規則 第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条の四中「第十一号様式の十一」を「第十一号様式の十三」に改める。

第三号様式中「下記の書」を「次の書」に、「(A列4版)」を「(A列4部)」に、「私ひと(委任者氏名)を代理

人として下記の行為を委任します。」や「(受任者氏名)を代理人として下記の行為を委任します。」に定める。

第二十 申請書の様式

「

上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。
年 月 日

三重県教育委員会 宛て

申請者
住 所
氏 名 ㊟

や

(A列4版) 」

「

内職若しくは手伝いをした日又は収入のあつた日、その額等を記入	内職又は手伝いをした日	収入のあつた日	月	日	収入額	円(日分)
	月 日、月 日	収入のあつた日	月	日	収入額	円(日分)
	月 日、月 日	収入のあつた日	月	日	収入額	円(日分)

に定める。

上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。
年 月 日

三重県教育委員会 宛て

申請者
住 所
氏 名 ㊟

(A列4番) 」

第二十 申請書の様式に「再就職手当相当」や「再就職手当・常用就職支度手当相当」及び「再就職手当、常用就職支度金」や「再就職手当」及び「再就職手当に相当する退職手当、常用就職手当金に相当する退職手当及び」や「再就職手当又は」に定める「上記のとおり再就職手当」の次に「・常用就職支度手当」を挿入し、「(A列4版)」や「(A列4番)」に定める「再就職手当」の次に「再就職手当」を挿入する。

第11号様式の9の3（第11条の4関係）

就業促進手当相当の退職手当申請書

就業促進定着手当相当

氏名		受給資格証番号	
住所			

就職先の 事業所	名称		事業所 番号	
	所在地	(電話)		
1週間の所定労働時間	時間	分	求人申込み時等に明示した賃金額（月額）	万 千円

雇用期間中の賃金支払状況

① 賃金支払対象期間	② ①の 基礎日数	賃金額			備考
		④	⑤	計	
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
就職年月日 ~ 月 日					

上記の記載事実に誤りがないことを証明します。

年 月 日

事業主氏名

㊞

上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

三重県教育委員会

宛て

申請者氏名

㊞

備考 支給を受けようとする受給資格者は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6月に至った日の翌日から起算して2月以内に、受給資格証を添えて三重県教育委員会に提出すること。

(A列4番)

紙上での提出のときは「広域求職活動費」や「求職活動支援費（広域求職活動費）」は「(A列4版)」や「(A列4番)」に記載の欄に記入する。

第11号様式の12（第11条の4関係）

求職活動支援費（短期訓練受講費）相当の退職手当申請書

申請者	氏名				受給資格証番号	
	住所又は居所					
講座	教育訓練施設の名称	講座名	受講開始年月日	受講修了年月日	当該講座に関連する公的資格	受講費（入学料を含む）（円）
					資格名	
<p>上記のとおり求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>三重県教育委員会 宛て</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 印</p>						

(A列4番)

第11号様式の13（第11条の4関係）

求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）相当の退職手当申請書

申請者	氏名				受給資格証番号			
	住居又は居所							
保育等サービス	項番	保育等サービス利用理由	保育等サービス事業者名	保育等サービス利用日及び利用数	保育等サービス名	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日及び実施日数	費用（自己負担分）(円)	
	①	1.面接等のため 2.訓練のため		～ (日)		～ (日)		
	②	1.面接等のため 2.訓練のため		～ (日)		～ (日)		
	③	1.面接等のため 2.訓練のため		～ (日)		～ (日)		
	④	1.面接等のため 2.訓練のため		～ (日)		～ (日)		
<p>上記のとおり求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>三重県教育委員会 宛て 申請者氏名 ㊟</p>								

(A列4番)

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子
三重県教育委員会委員長 森 脇 健 夫

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和二十九年 三重県人事委員会規則 第二号）の1 三重県教育委員会規則 第二号）の1

部を次のように改正する。

第十三条第一号中「百分の百六十以内」を「百分の百八十以内」に改め、同条第二号中「百分の七十五以内」を「百分の八十五以内」に改める。

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「百分の百八十以内」を「百分の百七十以内」に改め、同条第二号中「百分の八十五以内」を「百分の八十以内」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

発 行
津 市 広 明 町 13 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
有 限 会 社 第 一 プ リ ン ト 社